

2011年9月定例県議会

1 村岡正嗣県議の本会議一般質問

2011年9月30日

1. 東日本大震災の被災者支援について
 - (1) 県外からの避難者に対する住宅支援策について
 - (2) 県内における被災者支援策について
2. 東日本大震災の教訓を生かした防災対策の強化について
3. 放射能汚染から県民の健康を守る対策を
 - (1) ホットスポットの検出と除染をいそげ
 - (2) 食の安全確保をめざす取り組みについて
 - (3) 上下水処理場における放射能汚染汚泥等の処理について
4. 本県の医療体制の整備について
 - (1) 病院勤務医の確保対策に本腰を入れよ
 - (2) 県立小児医療センターの移転について
5. 地域経済の活性化、振興対策について
 - (1) 低価格入札問題と公契約条例について
 - (2) 住宅リフォーム助成制度について



一般質問に立つ村岡正嗣議員

6. ハッ場ダム建設問題について
7. 県立川口特別支援学校の過密解消対策について
8. 原発依存から再生可能エネルギー政策への転換を
9. TPP参加に反対の表明を

1. 東日本大震災の被災者支援について
 - (1) 県外からの避難者に対する住宅支援策について

村岡正嗣県議 皆さんこんにちは。日本共産党の村岡正嗣です。今日は私の初質問となりますが、大勢の皆さんに傍聴に来ていただき、感謝申し上げます。

改めて東日本大震災、そして台風と豪雨によって犠牲となられた方々へ深い哀悼の意を表し、被災された全ての皆様にお見舞いを申し上げます。東日本大震災から半年がたち復興への歩みが始まりましたが、多くの被災者は不安と苦しみの下に置かれています。1日も早い生活再建と笑顔の戻ることを願うものです。

それでは、ただ今より通告に従い、順次質問させていただきますので、よろしく願いいたしま

す。

初めに、東日本大震災の被災者支援について伺います。

まず、県外からの避難者に対する住宅支援策についてです。

大震災によっていまだにふるさとに帰れぬ被災者は7万3千人と言われ、本県にも5,141名の方が避難されています。しかし、復旧の遅れや原発事故により避難生活の長期化は避けられない状況で、本県としてもこれまで様々な支援を重ねておりますが、今後はさらに一人一人に寄り添った対応が求められています。その中でも特に重要な問題が住宅問題です。

そこで、本県における民間賃貸住宅借上制度についてですが、本制度は被災者の皆さんが待望んでいたものです。実際、8月末日の締め切り

までの短期間の中で1,078件もの申請となる大好評となりました。皆さんからは借上制度を、今後も続けてほしいとの強い要望が寄せられています。是非こうした被災者の声に応え、申請受付を延長していただきたい、知事よりお答えください。次に、制度実施前への遡及についてです。

本県として借上制度を作ると発表したのは5月23日の知事会見でしたが、申請受付の開始は7月15日からとなり、家賃支援は早い人で7月分からです。しかし、既に民間賃貸住宅を契約された方も大勢おります。厚生労働省は、7月15日付け通知で、対象世帯が各都道府県の借上げ以前に契約をしていた場合にも入居日から県の借上げとなった期間を含めて費用は負担するとしました。被災県では各都道府県に遡及措置の要請の準備を進めています。

そこで、本県でも要請待ちとせずに遡及措置に踏み出していきたい、知事に伺います

上田清司知事 まず、東日本大震災の被災者支援についてのお尋ねのうち、県外からの避難者に対する住宅支援についてでございます。

御案内のように東日本大震災発生後、本県でいち早く県外からの避難者をさいたまスーパーアリーナで受け入れるとともに、県営住宅や国家公務員住宅の提供を行ってまいりました。お尋ねの民間賃貸住宅の借上げについては、県で必要と見込んだ1,100戸に対し1,078戸の応募がありまして、県内に避難された方々にはおおむね対応ができたのではないかと考えております。その後は県営住宅などで対応してまいりましたが、特に問題があるというふうには聞いておりません。しかし、特に民間賃貸住宅への強い入居希望があるのであれば、希望がかなうようにきちんと対応はさせていただきます。

次に、遡及措置についてでございますが、7月15日の通知以降、福島県と厚生労働省で現在具体的な取扱いについて協議をしていると伺っています。この特別措置は災害救助法による全国的な枠組みの支援であり、こうした特例措置を講ずる

に当たっては、被災県からの正式な要請に基づいて行うことになっております。本県としても避難者の支援は積極的に行いたいと考えておりますので、今後福島県と厚生労働省の協議結果を踏まえてきちんと対応したいと思います。

(2) 県内における被災者支援策について

村岡県議 次に、県内における被災者支援策について伺います。

東日本大震災では本県においても被害が深刻ですが、中でも久喜市南栗橋地域で起こった液状化被害は甚大です。さきの議会では梅澤議員や江野議員からも支援策が求められたところですが、私も現地を見てその被害の大きさに衝撃を受け、これは国、県、市が連携して一刻も早く救援に踏み出さないと大変な事態になると感じたところです。むろん被災直後より地域住民、地元自治体、関係機関等による懸命な復旧作業が行われたことは承知しておりますが、被災者の多くの皆さんはいまだ傾いたままの家での生活を余儀なくされ、生活再建の見通しの立たない不安を抱えた毎日です。加えて、平衡感覚の異常、気力減退、睡眠障害、傾いた床による転倒事故など健康被害も深刻となっているとの訴えです。

知事に伺いますが、こうした液状化被害の実態を本県の災害対策本部長として、まず現地を確認すべきではないでしょうか、お答えください。

続いて、生活再建に関わり伺います。

当初、当該被災地は被災者生活再建支援法の適用外とされ、その後関係者の強い働き掛けによって判定基準が見直され、その結果、全壊家屋12棟、大規模半壊42棟となって同法の適用対象となりました。しかし、建替えには多額の費用を要し、二重ローンとなる世帯もあり、水平に戻す工事でさえ数百万円以上です。半壊や一部損壊の世帯では国の支援金はなく、地震保険に未加入の世帯も多く、国、県、市が、連携して支援しない限り復旧は困難です。地元久喜市は9月議会で支援金を決める予定です。

6月県議会で知事は、県としての支援金支給に

ついては、まず国の責任だと。その上で、もし県や市で必要なものがあればと、答弁されましたが、今そのときではありませんか。本県における災害被災者への支援の在り方が問われるだけに、速やかな県としての支援金支給を求めるものです。知事お答えください。

さて、この土地が旧栗橋町施行の豊田土地区画整理事業地であることは、知事も御承知と思えます。この造成工事では埼玉県が行った権現堂調節池建設工事現場で発生したしゅんせつ土砂が使われ、竣工記念誌には「権現堂調節池の川砂で造成された豊田地区」と記されています。

ところで、我が国では1964年の新潟地震での液状化被害を契機に、その後広く砂を含む造成地での液状化問題が指摘されてきました。国がその対策としての法整備を怠ってきた責任は重大です。私は、住民の皆さんにとって今後の一番困難な課題は砂で造成された土地問題ではないかと考えます。

知事に伺いますが、法的責任はともかくとして造成工事に関わった県にも責任の一端はあるのではないのでしょうか。また、今回を教訓として本県の液状化対策をどうするのかお答えください。

上田知事 県内における被災者支援策についてのうち、液状化被害の実態の現地確認についてでございます。

災害が発生した場合にトップに求められることは、まず情報を集約し、それに基づき正確に判断することだと思っています。次に、分析した情報を基に対処方針を迅速に決定し、直ちに行動することです。久喜市の液状化被害については、東日本大震災が発生した3月11日に情報を得てすぐに現地の状況を確認するよう関係職員に指示し、報告を受けております。その後も随時報告を受けて、被害の状況はしっかり把握しております。

その結果、液状化による被害者を支援するためには、被災者生活再建支援法に不十分な点があるため、早急に制度改正を行うことが大事だと、このように私自身は判断をいたしました。そのため、

当時の松本防災担当大臣には3度直接会って話をし、4度電話で強く要望もいたしました。また、党派を超えて本県選出の国会議員の皆さんと会合を開き、出席者全員から賛同を受け、国において早急に法改正を行うように申し入れたところでもございます。

このような中、被災家屋の被害認定基準が緩和され、久喜市においては全壊判定の家屋数がゼロ件から12件となり、大規模半壊と合わせて58世帯が支援金の対象となったところです。引き続き、支援対象世帯の拡充について国に働き掛けをしたい、このように思います。

次に、液状化被害に対する速やかな県の支援についてでございます。

東日本大震災において屋根瓦などが損傷して、一部損壊住宅は本県では1万5千棟余りあります。被害の内容は異なりますが、地震により住宅に被害を受けたことには変わりません。これらの被害とバランスなども考慮すると、液状化被害に対して県が独自の支援策を講じることは難しい問題だと思います。大変気の毒だと思いますが、この問題は、むしろ先ほど申し上げましたように基本的には被災者生活再建支援法の枠組みの改正で取り組んでいくのが私は本筋だと思っております。したがって、この本筋をきちっと取り組んでいきたい、このように思います。

次に、造成工事に関わった県の責任についてでございます。

この造成工事は、昭和60年に県と旧栗橋町で権現堂調節池建設工事に関する覚書を締結し、町からの要望に基づき県は土砂を提供し、町の事業として行ったものでございます。液状化による被害は局所的であり、この土砂を同様に使用している造成区域全体に及んでいるものでないことから、県としての責任はないものと考えています。

次に、今回を教訓とした本県の液状化対策についてでございます。

今回の地震により、内陸部において地下水位が高い場合など一定の条件の下では液状化が発生することが明らかになりました。県では、震災後速

やかに市町村の協力を得て、県内の宅地での液状化が生じた箇所を把握いたしました。そこで、宅地の液状化の被害軽減を図るため、現在県では液状化しやすい地域の予見方法や液状化の対策工法の事例について調査研究を進めているところでございます。また、国に対し宅地の耐震化に関する制度の拡充についても要望しているところでございます。

村岡正嗣県議 再質問させていただきます。

先ほどの久喜の液状化の問題ですね、被害のバランスが難しいんだということで、支援金の支給が難しいというお話だったんですが、何を基準にそう言われているか、まず分かりませんが、何を基準に国が国がおっしゃっているんですけれども、国も、私も不十分だと思いますよ。不十分だけれども、一定、支援金の支給は決めたと。9月議会で久喜も決める予定と聞いております。県民ですよ、これは。久喜市じゃないです。県民で、しかも今回の大震災の県内の被災ではいろいろありましたけれども、一番大きな被災地があつた南栗橋の現場ですよ。で、終わっていません。今も傾いたまま。そこに県としてもやはり支援金の支給を考えることは、私は当然だと思うんですね。

それで、これまでも自然災害に対する農業被害等についても県としてもやってきているわけですから、国に求めることはそれは続けていただきたい。しかし、県としても考えていただきたい。

それからですね、知事、この問題で、私は現地を見ていただきたいという質問に対してまともな答えがなかったですね。つまりトップとして情報は収集していると聞きました。それ分かります。しかし、昨日の議会でも東北に行かれたと聞きました。そのとき知事の答えは「聞きしに勝る。こんなことがあっていいのか」という感想を持たれたと。これは間接的に報告を受けたのと、直接自分が行って見たのと違う、正にそのことを知事も感じたと思うんですよ。ぜひね、現地へ行っていただきたい。この点も答えが私はなかったと感じましたので、お答えをいただきたいと思います。

上田清司知事 村岡正嗣議員の再質問にお答えします。

まず、久喜市の液状化に対しての県の支援についてのお尋ねですが、久喜市は発生責任者としての責任を負っているという立場の中での支援、これは千葉県における公社の責任と同じような判断だと思います。そういう立場がまた異なるということをお尋ねください。農業などで支援しているのではないかというのは、あれは共済制度の運用の中で支援されているわけでありまして。

また、現地に行けという話は、真剣に受け止めてさせていただきます。

2. 東日本大震災の教訓を生かした防災対策の強化について

村岡県議 次に、東日本大震災の教訓を生かした防災対策の強化について伺います。

東日本大震災は津波による壊滅的被害に加え、原発事故によるかつて経験したことのない甚大かつ深刻な被害をもたらしました。各自治体では行政機能が崩壊し、地域防災計画に基づく対策はほとんど実施できず、自治体防災の在り方が根本から問われることとなりました。こうした中、本県でも東日本大震災を踏まえた地域防災計画の見直しが現在進められております。

そこで、危機管理防災部長に伺いますが、第一に、地域防災計画は被害想定調査を前提としていきます。そこで、今回の大震災を経験しての被害想定調査の見直しをすべきと考えます。

第二は、今後の防災計画において重要とされる災害予防に関わってです。その一つに、災害に対して被害をどれだけ減らすか減災の目標を設定し、減災のための対策、実施期間や予算を明確にした実行計画を作ること、二つとして、ハザードマップの活用についてです。土地利用の安全管理や災害危険地区の改善など災害の未然防止対策に活用すること、この二点について。

第三に、地域防災計画は行政と専門家、住民が知見を総集して練り上げられることが極めて重要と考えます。特に災害弱者と言われる高齢者、

障害者、病気を抱えた人、要介護者、子供たちこうした方々の声を防災計画に生かすことです。

第四として、原発事故対策についてです。福島第一原発事故による放射能汚染は本県にも及び、様々な被害と不安をもたらしています。福島第一原発と本県までの距離は直近で約180キロメートルにあり、浜岡原発も同じ距離です。距離的には柏崎刈羽原発は更に近くなります。原発の安全神話が完全に崩壊した今、原発事故は私たちに多大な犠牲を強いる現実の災害となりました。

そこで、本県としても原発事故、放射能汚染対策を防災計画に位置付けることが必要と考えます。以上、答弁を求めます。

吉野淳一危機管理防災部長 東日本大震災の教訓を生かした防災対策の強化についてお答えを申し上げます。

まず、被害想定調査の見直しについてでございますが、県では平成19年度に東京湾北部地震など5つの地震を想定した地震被害想定調査を実施しました。国は今回の東日本大震災を踏まえ、全国的に地殻変動が起きつつあるとの認識から、現在地震規模や被害想定手法の見直しを検討しています。県としても今後国による地震規模や被害想定手法の見直し結果を踏まえ、地震被害想定の見直しを行ってまいります。

次に、減災の目標を設定し、減災のための対策、実施期間や予算を明確にした実行計画の作成についてでございます。

県は、平成20年3月、減災対策に計画的に取り組むため、県などが実施する施策や事業などを盛り込んだ埼玉県震災対策行動計画を策定しました。この計画は、平成27年度までの8年間で東京湾北部地震や深谷断層による地震など5つの想定地震における死傷者数を半減することを目標としています。現在この目標を達成するため108の事業に数値目標を設定し取り組んでおります。例えば市町村立小学校の耐震化については平成27年度に100パーセントとすることを目指して、国の交付金や県のふるさと創造資金などを活用し施

設の耐震化の支援を行っています。今後とも減災目標の達成に向けてしっかりと施策の進行管理をし、減災対策に積極的に取り組んでまいります。

次に、ハザードマップの活用についてお答え申し上げます。

ハザードマップは地図上に被害予測をビジュアルに表示するため、災害の未然防止対策として有効です。本県においても地震、洪水、土砂災害など危険が高い地域があり、市町村でハザードマップを整備しています。災害の未然防止策としてハザードマップの情報を住民への配布やホームページでの公開などの方法により、幅広く周知するよう市町村に働き掛けてまいります。

次に、地域防災計画に高齢者、障害者など災害弱者の声をどのように生かしていくかでございます。

今回の地域防災計画の見直しに当たりましては、避難所の設置・運営のテーマをはじめとして5つのワーキンググループを設置しました。避難所設置運営ワーキンググループには、県や市町村の職員だけでなく障害者団体の方々にもメンバーとして参画いただき、貴重な意見をいただいております。例えば知的障害者や自閉症の方々は避難所に入った際、環境の変化によってパニックを起こしやすく、その場合には落ち着かせるためのクールダウンスペースが必要だといった御指摘をいただいております。また、避難所での障害者のニーズの変化を把握するため、福祉相談員を配置、巡回させるなどの措置をとることも大切であるなどの意見をいただきました。さらに、障害者団体からは災害時には、例えば県から聴覚障害者に対し文字による情報を発信してほしいといった要望をいただいております。こうした貴重な意見や要望を取り入れ、災害時要援護者の方々に対し、十分に配慮した地域防災計画にしていまいります。

次に、原発事故放射能汚染対策を地域防災計画に位置付けることについてでございます。

これまで地域防災計画では、風水害事故対策編の中で放射性物質を使用している事業所における事故や核燃料物質等の輸送中の事故のみを想定し

て放射能汚染対策を定めておりました。今回の事故を受けて、原子力発電所における事故が発生した場合も想定し、放射能汚染対策に関する抜本的な改正を進めております。主なものとして、空間放射線量の測定体制、水道水、浄水発生土及び下水道汚泥等の放射性物質測定体制、さらに農畜水産物等の測定体制の整備などを盛り込む予定でございます。

3. 放射能汚染から県民の健康を守る対策を

(1) ホットスポットの検出と除染をいそげ

村岡県議 次に、放射能汚染から県民の健康を守る対策について伺います。

まず、ホットスポットの検出と除染を急ぐことです。

福島第一原発事故から半年が経過しても事故は収束せず、放射能に対する不安が小さな子供を持つ保護者を中心に広がっています。三郷市、八潮市、吉川市など県東部地域や北部地域では高い放射線量が計測されておりますが、それ以外の地域でも雨どいの下など局地的に高い放射線量を示すホットスポットがあることが分かっています。そのため県内各地で放射線量測定を要望する声広がっています。

そこで、危機管理防災部長にお伺いしますが、第一に、当面県東部地域を中心に測定箇所を増やし、重点的に監視すること。第二に、こども動物自然公園など子供の集まる県有施設のホットスポットを検出し、除染作業を一気に行うこと。第三に、市町村の放射線量測定や市民への線量計貸出しを促すために県として市町村を支援すること、以上、3点を早急に進めていただきたい、答弁を求めます。

吉野危機管理防災部長

御質問3. 放射能汚染から県民の健康を守る対策についての(1)ホットスポットの検出と除染をいそげについてお答えを申し上げます。

県では、7月7日から小学校の校庭など県内116か所で空間放射線量を測定し、その結果をホー

ムページや記者発表により公表しています。また、国が実施した航空機モニタリングの結果が昨日公表されました。これによりますと本県は北関東に比べ放射性物質の沈着が少ないものの、県内を比較すると県の東南部、秩父地域で空間放射線量が相対的に高いことが改めて明らかになりました。これらの測定結果を踏まえ、今後は県東南部などの地域を重点的に測定してまいります。

次に、県有施設の除染の取組についてでございます。

8月に国から除染に関する緊急実施基本方針が発表され、この中で放射線の影響が成人より大きい子供が安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であるとされています。そこで、まずは空間放射線量が相対的に高い地域にある公園などについて測定が必要と考えます。その結果を踏まえ関係部局と協議し、必要に応じて除染を実施してまいります。

次に、市町村支援についてでございます。

これまでの測定で空間放射線量の相対的に高い地域が明らかになりました。また、測定体制がいまだ十分に整わず、放射線測定機器をリースにより調達している市町村などもございます。したがって、今後は市町村からの要請に応じて、県が保有する測定機器の貸出しや測定方法の研修などの支援をしてまいります。

(2) 食の安全確保をめざす取組について

村岡正嗣県議 食の安全確保をめざす取組についてです。

国の調査によって狭山茶から基準値以上のセシウムが検出された問題です。

今回のケースは、県が行った検査でセシウムが検出されず、狭山茶が流通し、消費者が飲用してから国の抜き打ち検査や、消費者や業者の自主的検査で検出されるという最悪な経過をたどりました。知事は、全銘柄検査を指示されましたが、当然の措置です。

知事に伺いますが、第一に、若芽の部分に着目できなかったこと、サンプル数が少なかったこと

など、県の検査に甘さがあったのではないか、この責任をどのように考えるのか。第二に、狭山茶以外の野菜や肉類の検査についてもサンプル数を見直すべきと考えますがどうか。第三に、県民の食の安全を守るためにも、削減し続けてきた農林部職員体制を増強すること、以上、3点について答弁を求めます。

上田知事 放射能汚染から県民の健康を守る対策のお尋ねのうち、食の安全確保をめざす取組についてでございます。

まず、狭山茶の検査でございます。

県では厚生労働省と連携し、代表的な産地の最も生産量の多いお茶を対象として調査し、全て暫定規制値以下であったことを確認してまいりました。これらの調査段階で、若芽、早摘みを使用した茶に着目した調査に思いが至らなかったことは、今となっては痛恨の極みであります。当然県としての責任を感じているところでございます。このため若芽、早摘みの製品について出荷販売の自粛を要請するとともに、若芽、早摘みを含めた全ての銘柄の製品の検査を実施しています。検査の結果、暫定規制値を超えた製品については、製品の回収と在庫の廃棄を要請いたします。

また、暫定規制値以下の製品については、県で作成した検査済みシールを貼って販売を再開させていただきます。安全性が確認された狭山茶については、昨年の「彩のかがやき」と同じように県を挙げて消費拡大が図られように取り組んでまいります。

次に、狭山茶以外の野菜や肉類の検査についてでございます。

既に御承知のように県では毎週野菜、果樹、米、原乳、牛肉など検査を実施しており、速やかに公表しているところでございます。しかし、今回の事態を踏まえ、インターネット販売や直売所の農産物についても対象とするなどモニタリング調査を強化拡充したい、このように思います。

次に、農林部職員体制の増強についてでございます。

実は、この五年間、国、地方の定数削減の状況を見ますと地方は国の4倍、定数削減を実施しています。したがって、国の職員が多いわけでありましたが、国の職員が多いがゆえに国の行政のほうが優れているとは誰も思っていない、このように思います。埼玉県においても農産物の産出額の伸び率は、直近3年間で全国2位であります。県では、国よりも少ない職員でしっかりと食の安全を守ってまいりますので、御理解を賜りたいと思いません。

村岡正嗣県議 保護者の中には子供たちの食物に対する不安が非常に高まっています。そこで伺います。一つには、不安に応える分かりやすい広報啓発を行うことです。県として「放射線の影響Q&A」をホームページで公開していますが、さらにイラストなど工夫した冊子やパンフレットを作り、普及すべきです。二つに、市町村学校給食の食材の産地公開、放射能調査と公開を支援することです。以上、二点について、保健医療部長及び教育長よりお答えください。

降田宏保健医療部長 御質問3. 放射能汚染から県民の健康を守る対策をの(2)食の安全確保をめざす取組についてお答えを申し上げます。

県では、放射線がどのようなもので、健康にどのような影響を与えるかなどを「埼玉県における放射線の影響に関するQ&A」としてまとめました。少しでも放射線の影響を軽減したいといった県民の切実な要望に対し、日常生活で工夫できることなどを具体的に解説しております。例えば食については放射性物質を減らすため、野菜を洗う、煮るなどにより放射性物質による汚染を低減できるなどの調理例を記載しているところでございます。今後は、農産物の検査の状況などを加えていくことが重要と考えています。

放射性物質と食に対して県民が不安に感じている点を一層充実させるとともに、イラストなどを工夫した分かりやすいパンフレットを作成し、食品安全セミナーや出前講座等で活用を図ってまい

ります。今後とも保護者の食に対する不安を解消できるように努めてまいります。

前島富雄教育長 御質問3. 放射能汚染から県民の健康を守る対策をの(2)食の安全確保をめざす取組についてお答えを申し上げます。

学校給食の食材を含め食品に含まれる放射性物質については出荷や流通の段階で検査が行われており、特に茶や牛肉、米では検査が強化されております。学校給食の調理場においては、これまでも食材の購入時に産地を確認し、出荷制限がされていない食材を使用しております。県といたしましては、市町村教育委員会に対し出荷制限等の情報収集に努め、産地の確認を徹底するなど、給食の安全な実施に一層配慮するよう依頼しているところでございます。今後とも保健医療部や農林部との連携を図り、情報の収集、提供などを通して市町村を支援し、学校給食の安全な実施に努めてまいります。

(3) 上下水処理場における放射能汚染汚泥等の処理について

村岡正嗣県議

浄水場及び下水処理場における放射能汚染発生土等の処理について伺います。

セシウムを含む浄水発生土及び下水汚泥焼却灰の処理問題ですが、私も大久保浄水場や荒川水循環センターを見てまいりました。荒川水循環センターではフレコンバッグに詰められた焼却灰がビニールシートをかけられ、屋外にはみ出す形で置かれており、近隣住民からは不安の声が寄せられております。

国は8千ベクレル以下は管理型処分場への処分を可としましたが、処分先はいまだ決定しておりません。現在本県全ての浄水発生土及び下水汚泥焼却灰の総量は3万トンを超え、なお増え続けております。処分方法を含め国が責任を果たすことは当然であります。当面県としても対策に全力を尽くさねばなりません。

そこで伺います。第一は、処分先交渉に全力を

挙げるとともに、浄水発生土及び汚泥焼却灰の管理については建屋で囲むことを基本としていただきたい。第二は、関係住民への説明責任を十分果たし、住民の不安の解消に努めること。第三は、下水汚泥焼却施設の排ガスの放射能測定については、先ほど答弁がありましたが直ちに実施していただきたい。以上、公営企業管理者及び下水道事業管理者よりそれぞれお答えください。

石田義明公営企業管理者 御質問3. 放射能汚染から県民の健康を守る対策をの(3)浄水場及び下水処理場における放射能汚染発生土等の処理についてお答えを申し上げます。

まず、処分先交渉につきましては、放射性物質の測定値が低下傾向にありますことから、セメント会社と受入れについて交渉を行っております。しかし、国が確実な処分方法を示すまでの当分の間、浄水場内での保管を継続せざるを得ない状況でございます。保管に当たりましては、浄水場内の安全な場所にシート等により飛散防止等の措置をとっております。さらに、浄水場に放射線の遮へいを考慮した保管施設の整備を検討しております。

県民への説明につきましては、既に水道水及び浄水発生土に含まれる放射性物質の測定値をそのままホームページで公表しております。また、浄水場敷地境界で毎週測定しております空間放射線量も併せて公表することとしております。

加藤孝夫下水道事業管理者 御質問3. 放射能汚染から県民の健康を守る対策をの(3)浄水場及び下水処理場における放射能汚染発生土等の処理についてお答えを申し上げます。

まず、処分先交渉についてです。

現在近県をはじめ広く焼却灰を最終処分できる管理型処分場を局を挙げて探しているところです。併せてこれまでのようにセメント原料として再利用ができるよう、その方策も検討しております。放射性物質を含む焼却灰の最終的な処分先は、本来国の責任において確保すべきものと考えており

ますが、処分先が見つかるまでは水循環センター内で適切に保管する必要があります。この保管に当たりましては、風や雨などによって飛散や流出が起きないように厳重な対策をとっているところであります。また、住民の方々の不安を招くことのないよう仮囲いで囲むなどその保管方法にも十分配慮してまいります。

次に、住民への説明についてです。

下水汚泥と汚泥焼却灰の放射性物質の濃度、さらに水循環センターの敷地境界における空間放射線量につきましては定期的に測定し、ホームページで公開してきました。また、地元が主催した説明会などに職員が出席し、保管状況などの説明も行ってきたところであります。

次に、下水汚泥焼却施設の排ガスの放射能測定についてです。

焼却炉の排ガスについては、現在のところ放射性物質の統一的な測定方法が定められておりません。このため、現段階で測定しても測定結果の統一的な評価が困難な状況でございます。国では、近くその方法を確定する予定とのことですので、県としてはこれを受けて測定したいと考えております。

村岡正嗣県議 東京電力に請求すべきことについてです。

放射能汚染に関わり線量計の購入から食品検査、汚泥処理に至るまで本県の要した放射能対策全般に関わったの諸費用については全額東京電力に請求すべきと考えますが、知事のお考えを伺います。

上田知事 放射能汚染から県民の健康を守る対策のお尋ねのうち、東京電力へ請求すべきことについてでございます。

県では、これまで放射線量の測定機器の購入経費、放射線検査に要した委託経費、放射性物質を取り除くための活性炭経費、放射能に汚染された汚泥の保管に要した経費など様々な経費並びに人件費を負担しております。今後県として賠償請求額を精算し、東京電力に対してはその全額を請求

してまいります。

4. 本県の医療体制の整備について

(1) 病院勤務医の確保対策に本腰を入れよ

村岡正嗣県議 本県の医療体制の整備について伺います。

最初に、病院勤務医の確保対策に本腰を入れることについてです。

埼玉県は人口当たりの医師数が全国最低であることは御案内のとおりです。特に救命救急分野、急性期患者のための病院勤務医の数は余りにも深刻です。人口10万人当たりの病院従事者では埼玉県は84人、お隣の東京都は177人、全国平均は136人です。9月5日付け埼玉新聞では、知事はインタビューに答え、医療整備を重点課題として取り上げておりますが、この記事では、医師確保対策や医師不足の解決など根本問題に触れられておりません。ネットワーク構築やリハビリの強化は当然ですが、急速な高齢化の進展が予測される中で、重病患者や救急患者が激増することが必ずです。

そこで、知事にお伺いしますが、第一に、勤務医を確保し、地域の救急医療体制、医療拠点を確立することは、県政にとっての喫緊の課題ではありませんか。第二に、医師確保対策については、長期的総合的計画を策定し、本腰を入れ推進すべきです。第三に、我が党は繰り返し求めてまいりましたが、県立大学への医学部設置については県を挙げて強力で推進すべきであります。以上、三点について知事の答弁を求めます。

上田知事 本県の医療体制の整備についてのお尋ねのうち、病院勤務医の確保対策について本腰を入れよについてでございます。

救命救急センターや周産期医療センターなどの拠点病院における医師確保は最優先の課題です。そこで、救命救急センターや周産期医療センターにおける医師を確保するため、今年度は44人の研修医へ資金を貸与し、県内への誘導、定着を促進しております。また、中核病院への勤務医の負

担を軽減するため、地域の開業医が診療を支援する制度を6病院で実施しております。さらに、小児二次救急病院へ小児医療センターや大学病院から当直医を派遣しています。このほか勤務医の定着を図るため、小児科医・産科医への手当や医師事務作業補助者の雇用に対する助成も行っているところです。

長期的総合的計画の策定・推進でございますが、医師確保対策については、これまでも本県の保健医療サービスの在り方を示す地域保健医療計画に位置付けております。平成25年度から始まる次期地域保健医療計画でも医師確保対策を計画的に推進してまいります。

県立大学への医学部設置でございますが、昨年度から検討を進めております。今後課題を整理して、引き続きその可能性を探ってまいります。

(2) 県立小児医療センターの移転について

村岡県議 県立小児医療センターの移転に関わり伺います。

6月に知事は、県立小児医療センターをさいたま新都心へ移転する計画を公表しました。さいたま日赤との一体的な整備によって総合周産期母子医療センター、高度救命救急センターの機能を持たせるというものですが、移転問題は軽々に進めることのできない重大な課題を抱えています。

一つは、現在の小児医療センターが担っている周辺地域の小児救急をはじめとした小児医療体制が移転によって弱体化する問題です。今蓮田市をはじめとした同センターの地元関係者から、移転しないでほしいという強い要望が上がっていることは御案内のとおりです。蓮田市、春日部市、伊奈町の地元消防本部によりますと小児救急患者の約4割が小児医療センターに救急搬送されております。とりわけ蓮田市や春日部市の属する医療圏は広大であり、曜日によっては重症患者を旧栗橋町や草加市の輪番病院に搬送しなければなりません。そこで、近くの小児医療センターが事実上、小児二次救急を担ってきたのです。

第二の問題は、小児医療センターが移転した場

合、特別支援学校の併設を含めて現在のセンター機能が十分に確保できるのか、医療関係者や教育関係者の間にも不安の声が広がっていることです。

そこで知事に伺いますが、小児医療センターの建替えについては、同センターの医療従事者や患者の家族、周辺の自治体など幅広い関係者の意見を聴取するとともに、県民的な議論に付すべきではないでしょうか。また、現在地から移転する場合については、センターの周辺地域で小児医療を担う拠点病院の整備が不可欠と考えますが、県の対策について併せてお答えください。

上田知事 県立小児医療センターの移転についてでございます。

小児医療については、周産期医療の充実や小児救命救急の体制づくりを早期に進めなければならないと考えます。そこで、さいたま新都心へ移転し、さいたま赤十字病院と一体的に整備・連携することで小児医療を大きく前進させることができると考えております。一方、久喜市内に24時間、365日体制で小児救急医療を実施する土屋小児病院が来年度オープンいたします。また、さいたま新都心は交通至便地でもありますので、蓮田・岩槻地区をカバーすることもでき、久喜の土屋小児病院と合わせて小児医療体制はむしろ強化されるという判断もできるのではないかと思います。

建替えについては、幅広く意見を聴取し、県民的な議論をすべきではないかということについては、医療関係者や教育関係者から意見を伺いながら検討を進めてまいります。今後とも県議会をはじめ幅広く御意見をいただきたいと思っております。

次に、移転後の周辺地域の小児医療を担う拠点病院の整備についてでございます。

土屋小児病院の整備については先ほど申し上げました。この土屋小児病院の整備に加え、東部南地区では春日部市立病院が昨年から二次救急輪番に復帰いたしました。これらの取組によりまして地域の小児救急体制の充実が図られるのではないかと、このように御理解を賜りたいと思っております。

5. 地域経済の活性化、振興対策について

(1) 低価格入札問題と公契約条例について

村岡正嗣県議 地域経済の活性化、振興対策について伺います。

初めに、低価格入札問題と公契約条例についてです。

本県建設業界は今公共工事の減少と低価格競争によって深刻な事態にあります。大手による低価格入札が常態化し、本県発注の工事でも落札率50パーセント台といった低価格入札も起きています。県内業者は低単価を押しつけられ、重層下請け構造によって下へ行くほど過酷です。先日も知り合いの型枠大工さんから「1日1万円になってしまった。7千円の人もいる。何とかしてほしい」との訴えです。低価格入札は労働環境の悪化と事業の品質低下、地域経済の健全な発展を損なうものとなります。

そこで、低価格入札問題に対する県の対策について、総務部長よりお答えください。

倉上伸夫総務部長 御質問5. 地域経済の活性化、振興対策についての(1)低価格入札問題と公契約条例についてのうち低価格入札問題に対する県の対策についてお答えを申し上げます。

極端な低価格での契約は品質の低下だけでなく、下請け業者や資材納入業者へのしわ寄せにつながるおそれがあります。そこで本県では、平成20年度から最低制限価格や低入札調査基準価格を段階的に引き上げ、極端な低価格による契約の防止に努めております。その結果、低価格による契約件数は確実に減少しております。近年の状況としては、例えば落札率75パーセント未満の契約件数が引上げ前には全体の15.1パーセントでしたが、平成22年度には1.8パーセントに減少しました。さらに、これまで最低制限価格を設定していなかった道路や河川の除草などの維持管理業務についても平成23年8月から最低制限価格を設定し、対策の強化を図りました。

また、低入札価格調査制度を適用する工事において調査基準価格を下回る低入札があった場合は、

落札者を決定する前に入札金額の積算や下請け内容が適切かどうか確認した上で契約することとしております。契約後においても下請けへの支払状況やしわ寄せがないか、領収書等の確認に加え、主要な下請けには直接聞き取りを行っております。この調査において下請代金の不払いや不当なしわ寄せなど不適切な行為が確認されたという報告はございません。

今後とも工事の品質低下や下請けへのしわ寄せが生じないように、入札状況をしっかり把握しながら低価格入札に対し、適時適切に対応してまいります。

村岡正嗣県議 先月、私は川崎市を視察してまいりました。川崎市では今年4月より政令市初となる公契約条例を施行しております。条例は公契約に関わる適正な労働条件の確保と事業の質の向上、地域経済の発展を目的としていますが、その背景について総合評価方式では低価格入札問題は解消されないことから、公契約条例の制定を決断したとの説明を受けました。全国に先駆け公契約条例を制定した野田市は、入札改革を進めてきたが低価格入札問題は解決せず、国に公契約に関する法整備の動きが見られないことから、野田市が先導的に条例制定を決断したとしております。

知事は、公契約の条例の制定について、まずは現行の労働関係法令により対応すべきとこれまで答弁しております。しかし、それだけでは低価格入札問題は解決しません。国に公契約法の制定を働き掛けると同時に、建設産業の振興を重視するならば他県の状況も研究し、公契約条例の制定に踏み出すときではありませんか、知事よりお答えください。

上田知事 地域経済の活性化、振興についてのお尋ねのうち、低価格入札問題と公契約条例についてでございます。お話の低価格入札については、極端な低入札があった場合には、その都度適切に取り組んでおります。具体的には、一旦取り消して改めてやり直すということでございます。した

がって、今後とも議会の提言も踏まえ、過度な低入札にならないように努めてまいります。

御質問の公契約条例の制定については、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令の遵守徹底により対応すべきではないかと、今までと私自身は考え方を变えておりません。また、公契約法の制定を国に求めることについては、あたかも屋上屋を架することになるので、国の働き掛けというものは考えておりません。今後とも埼玉労働局など関係機関との連携の下、労働者の賃金や労働条件が適正に確保されるよう法令の遵守徹底を図ってまいります。

(2) 住宅リフォーム助成制度について

村岡正嗣県議 住宅リフォーム助成制度について伺います。

建設産業は地域経済へ与える影響が大きいと言われ、中でも大きな経済効果を持つのが住宅関連事業です。特に住宅リフォーム需要は大きく、市場規模は6兆円と言われるだけに自治体としても施策が求められます。

そこで、全国的に大きな経済効果の実績を上げている住宅リフォーム助成制度ですが、当県議団は先日、昨年4月より住宅リフォーム助成制度を実施した秋田県を視察してまいりました。秋田県では当初7千戸分、12億6千万円でスタートしましたが、申込みが殺到したため補正予算を組み、最終的に昨年度として1万3996戸、予算執行19億9630万円、経済波及効果は470億円と実に予算の約24倍の経済効果との説明を受け、私は正直驚きました。現在秋田県のほかに山形県、広島県が実施、長野県などが検討中です。

そこで、知事に伺いますが、本県での住宅リフォーム助成制度について、昨年12月議会での我が党の質問に知事は「検討させたい」と答えておりますが、その検討状況についてお伺いします。今地域内で仕事を起こし、雇用を生み、お金を地域内に循環させるいわゆる地域循環型経済による地域経済活性化のために住宅リフォーム助成制度を決断すべきではないでしょうか、併せて知事よりお

答えください。

上田知事 住宅リフォーム助成制度についてでございます。

昨年12月以降の検討状況ですが、本県では秋田県と同様の緊急経済対策として、平成21年度と22年度に住宅ローン負担軽減事業を実施しております。本県の事業は新規住宅を対象として実施しており、助成額に対する1件当たりの工事単価が大きい新築工事のほうが経済対策としてはより効果的であるということは、もう御承知のとおりだと思います。また、本県に秋田県と同じような助成を行った場合、市場規模からして100億円を超えるような費用を用意しなければならないという状態が起こります。限られた財源でございますので、中小工務店向きではリフォームにつながる場合も多い既存住宅の太陽光発電や合併処理浄化槽に対する助成などを優先せざるを得ません。御理解を賜りたいと思います。

6. ハッ場ダム建設問題について

村岡正嗣県議 ハッ場ダム建設問題について伺います。

ハッ場ダム事業の検証作業を進めていた国土交通省関東地方整備局は、13日、治水、利水の両面でダム建設が最も有利との検証案を明らかにしました。しかし、今回の検証作業では、利水予定者の水需給計画をそのまま容認して、その要求水量の確保を前提としていること、治水についても過大な目標洪水流量を設定し、ハッ場ダムの治水効果を従来より高く評価した上で代替案と比較するなど、およそ客観的、科学的な検証とはほど遠いものです。しかも、200キロメートルも離れている富士川と導水管でつなぐというおよそ非現実的な代替案と比較するなど、最初から事業継続ありきの検証作業だったと言わざるを得ません。

知事は、今回の検証作業が客観的かつ科学的なものだとお考えですか。そもそもダム建設の主体である国土交通省関東地方整備局に検証させること自体が過ちであるとは考えませんか、知事の見

解をお伺いします。

先日、私はダム建設予定地を視察してまいりました。8月7日の集中豪雨で川原湯温泉駅前では大規模な土砂流出によって大量の土砂が国道や吾妻線の線路を埋め、その傷跡を目の当たりにしてきました。付替え国道及び代替地においては、これまでものり面崩落、土砂流出などが多発し、現在も表面保護等の工事が続けられています。ダム湖予定地周辺には地滑り危険区域が22か所もあり、地形・地質研究者からは湛水域斜面は地滑りのデパートと呼べるほどで、ダムが完成すればダム湖の水位の上下に伴って、更に不安定化し、大規模な地滑りが起こると指摘もされています。地質を無視したダム計画は将来取り返しのつかない犠牲を住民に強いることになりかねません。

そこで伺いますが、地元の皆さんにとって移転先の代替地は安全なのか、ダム湖周辺の地滑りの危険性はどうか、この疑問に答える科学的な検証を改めて行うべきではないでしょうか、知事のお考えをお示しください。

さて、現地では道路、JR線の移設などが工事中ですが、地質のぜい弱さの問題などが山積することから、工事現場はさながら税金のブラックホールのようなありさまです。奈良県の大滝ダムでは、試験湛水後に地滑りが起き、その対策に308億円もの追加工事費を要しました。ハッ場ダムにおける地滑り対策及び関連工事では今回の国交省の検証の中でも約150億円の増が見込まれ、仮に工事を再開した場合、更に事業費は膨らみかねません。それでも知事は、負担増に応ずるお考えですか、お答えください。

上田知事 ハッ場ダム建設問題についてのお尋ねのうち、今回の検証作業をダム建設の主体である関東地方整備局に検証させること自体が過ちでないかということについてでございます。

ハッ場ダムの検証は平成22年9月に始まり、本年9月13日に開催された検討の場においてダムとダム以外の代替案についての比較検討した結果が示されたところでございます。この検証は、

ハッ場ダムを中止宣言された平成21年12月当時の前原国土交通大臣が自ら設置した今後の治水のあり方に関する有識者会議が約一年かけて定めた検証の手順に基づいて進められています。具体的な検証作業ではこの手順に基づき、治水で26方策、利水で17方策の代替案を組み合わせることでダムに代わる対策案を作成し、コスト、実現性及び工期を比較しています。その結果、ダム案が最も優位な案であることが示されました。そもそも中止を表明する前にこのような検討作業をするのが筋ではないかと思っています。今後は一刻も早くダム本体工事に着手するように強く国に働き掛けたいと思います。

次に、移転先の代替地は安全なのか、ダム湖周辺の地滑りの危険性はどうか、この疑問に答える科学的な検証を改めて行うべきではないかについてでございますが、まず代替地については国が最新の宅地造成に関する技術基準により安全性を検討し、その内容を地元群馬県が確認しているために必要な安全対策がなされていると考えています。また、地滑り対策についても、国が地滑り対策に関する最新の技術指針に基づき対策工事の必要性の検討も行っています。

さらに、平成元年から20年までに完成したダムは214あります。地滑り対策を施し、211のダムが想定範囲で無事完成を迎えております。想定外は3つあった。まず214のうち211のダムが想定範囲内で無事完成しているという、この事実のほうを重きを置くべきではないかと思っています。これらのことから、想定以上に地滑りが発生する可能性は低いものだと考えております。

次に、仮に工事を再開した場合、更に事業費は膨らむが、それでも知事は負担増に応ずるかについてであります。基本的にはよほどの理由がない限り負担増に応じるわけにはいきません。

7. 県立川口特別支援学校の過密解消対策について
村岡正嗣県議 県立川口特別支援学校の過密解消対策について伺います。

川口特別支援学校の児童生徒数は小中高総勢

295名であり、開校間もない昭和54年度の児童生徒数170名程度から2倍近くに膨れ上がり、超過密状態に置かれております。トイレが足りない、幼稚園の園庭のような狭い校庭での運動会など極めて不自由な環境です。雨の日は運動場の確保もできず、廊下で体育の授業をせざるを得ません。県は草加に知的障害児の特別支援学校を平成25年に開校するとしていますが、その結果草加に移るのは数十名程度にすぎずに、平成29年まで増え続けると言われる児童生徒数の問題を解決することはできません。特別支援学校を新設して、何としても過密解消をとというのは子供たちと保護者の長年の悲願です。ところが県は、保護者との交渉の場で、東西南北に一校ずつ特別支援学校が新設されたので新設については一段落と表明し、保護者の間に衝撃が広がっています。

そこで、教育長に伺います。県教委は草加の特別支援学校の開校で特別支援学校の教室不足や過密状態は解消されると判断しているのでしょうか。川口特別支援学校の過密状態解消のために、県南部に早急に特別支援学校を新設すべきと考えますが、教育長の見解をお示してください。

前島富雄教育長 御質問7. 県立川口特別支援学校の過密解消対策についてお答えを申し上げます。

県では、これまで平成19年度の高等学園2校を皮切りに、高校内高等部分校を3校、県の南部、西部、北部地域にそれぞれ1校の特別支援学校を順次開校いたしました。議員お話しの川口特別支援学校の過密状態は十分認識しており、草加市立松原小学校が移転した後の旧校舎を活用し、県東部地域特別支援学校（仮称）の設置に向け、現在準備を進めております。

これにより川口特別支援学校を含めた全県的な特別支援学校の教室不足は緩和され、過密状態はおおむね解消されると判断しており、現段階では新たに学校を設置する予定はございません。今後とも、障害のある子供たちが安心して生き生きと充実した学校生活を送れるよう、教育環境の整備に努めてまいります。

村岡正嗣県議 再質問

今の答弁、草加にできるから川口の問題も含めて解消の見込みだと。見込まれるのであれば、私はこういう質問しません。教育長は、現場を御覧になって分かっているかどうかと思うんですが、運動場が狭くて運動会で、子供たちは300人近いですよ、それと倍の親もいる、そして家族も、地域の人も、教職員もいる。1,000名近い、あるいは超える人が運動会やったときに、普通だったら走れ走れと言うじゃないですか、危ないからゆっくりしなさいと言わざるを得ないんですよ。

それから、校舎の廊下で、私たちは静かに歩きなさい、駆けちゃだめだと教わりましたよ。どうなっているんですか、今、現場では。そこで体育の授業やってですね、用意どん、走れ走れと廊下で走らせているんですよ。小学校高学年が走っている脇を低学年が歩くこともあります。事故も起きる可能性があるんですよ。

そして教室も足りないから、図書室から、調理室から、更衣室から、会議室も使って教室に使っている。ですから、子供たちがさまよう形じゃないですか。今日は図書室、あしたは調理室、この実態を見たときに、皆これは過密状態が解消されるとはとても言い難いです。本当に今日は皆さん、血の通った答弁をしていただきたい。

もう一回、教育長にこの過密問題解消についてあらゆる努力をしていただきたい、そういう立場から答弁をお願いいたします。

前島富雄教育長 7. 県立川口特別支援学校の過密解消対策についての再質問にお答えを申し上げます。

現在新校設置に伴い、三郷特別支援学校、越谷西特別支援学校、川口特別支援学校に新校を含めた関係する4校で通学区域の再編について検討しております。いずれにいたしましても、川口特別支援学校を含む関係3校の過密状態の解消に向けて、その効果が得られるよう努力してまいります。

8. 原発依存から再生可能エネルギー政策への転換を

村岡正嗣県議 原発依存から再生可能エネルギー政策への転換について伺います。

福島第一原発の事故は、現在の原発の技術が本質的に未完成であることを如実に示しました。莫大な量となる放射性物質を封鎖する完全な技術は確立されておらず、一たび放射性物質が外部に放出される事故ともなれば、もはやこれを抑える手段はなく、被害は深刻かつ広範囲で、遠い将来にわたって私たちの生活や健康を脅かします。

知事は現在の原発を、とりわけ地震・津波の危険が高い我が国において社会的に許容できるとお考えでしょうか、また、国に対して期限を切って原発からの撤退を求めるお考えはないかお答えください。

さて、原発事故は、原発に依存したエネルギー政策の根本からの見直しを求めています。知事はマスコミの取材に自然エネルギーを中心に電力の地産地消が行える仕組みづくりを一定の都市で実現させたいという抱負を述べられました。

そこで、知事に伺いますが、第一に、本県として県内電力需要の何パーセントまで再生可能エネルギーの比率を高めるという中長期的な目標を立て、達成に向けた総合的な計画を作る必要があるのではないのでしょうか。第二に、県庁内に再生可能エネルギー推進のための専門の担当部局を設けて、縦割りを排した強力な推進体制を確立すべきと考えます。第三に、太陽光発電にとどまらず風力や小水力、地熱、バイオマスなど小規模分散型の多様な再生エネルギーの開発を重視し、地域経済の振興と雇用の拡大に結び付けるべきです。そのためにも県内中小企業のこの分野での技術開発などに対する支援策を強化すべきと考えます。第四に、県民からの要望の大きい住宅用太陽光発電設備設置補助制度については、新築住宅についても復活すべきであります。以上、4点についてお答えください。

上田知事 次に、原発依存から再生可能エネルギー

政策への転換をについてのお尋ねのうち、原発を社会的に許容できるか、原発からの撤退を国に求める考えはないのかについてでございます。

福島第一原子力発電所の事故に伴う電力不足が日本のエネルギーの在り方を改めて見直すきっかけになったことは御承知のとおりであります。私自身も原子力発電については、代替エネルギーが開発されるまでのやむを得ざる選択というふうを考えております。このため原子力発電の依存割合を縮小しながら、同時に再生可能エネルギーの開発、普及に積極的に取り組んでエネルギーの多様化を図る必要があると考えます。私は、今回の事故により得られた知見や徹底検証の結果を踏まえ、国において原子力発電に関する安全対策について根本的に見直すべきだと思います。

次に、再生可能エネルギーの中長期的な目標を立てた総合的な計画についてでございます。

御承知のとおり、我が国において水力発電を除くと再生可能エネルギーは現在発電量の一パーセントを占めているにしか過ぎず、すぐに電力需要を賄うということは難しい状況でございます。本県では快晴日数日本一という地域の特色を生かして、太陽光を中心とした再生可能エネルギーの普及拡大を積極的に図っていこう、このように考えているところです。事実そうした実績もあります。再生可能エネルギーの中長期的な目標を立てた計画については、こうした状況を踏まえて検討していかなければならないと考えております。

次に、強力な推進体制の確立についてでございます。

再生可能エネルギーについては環境部が中心となり、農林部、産業労働部など各部局が連携して普及拡大を進めているところでございます。当面はプロジェクトチームで対応をしていきたいと思っております。御指摘の点は十分参考になると思っておりますので、今後の参考にさせていただきます。

次に、県内中小企業の技術開発に対する支援策の強化についてでございます。

県内中小企業が新たな技術を駆使して太陽光発電やバイオマスなどの再生可能エネルギー分野に

参入することは企業発展の大きなチャンスであり、また、本県経済の活性化につながるものと考えております。このため新エネルギー分野などの重点分野に対して今年度新たに上限1,000万円の補助金を用意し、より高度な研究開発を支援しているところでもございます。今後とも中小企業のエネルギー分野に対する技術開発などの支援策強化に精力的に取り組んでまいります。

次に、住宅用太陽光発電設備設置補助制度についてでございます。

新築住宅への太陽光発電設備の設置コストが既存住宅に比べて安価であり、大手メーカーで搭載率が7割をもう超えているという実態がございます。また、県の補助金を受けて太陽光発電を設置した方のアンケートによると、設置される方の8割が「県の補助金なしでも設置した」と回答しております。こうしたことから、限りある財源を有効に活用するためにも23年度当初予算では新築住宅への補助を廃止し、既存の住宅のほうに重点を移したところでございます。

9. TPP参加に反対の表明を

村岡正嗣県議 最後に、TPP参加に反対の表明を求め伺います。

野田首相はオバマ大統領との会談で環太平洋経済連携協定、TPPの早期の結論を表明しました。TPP参加は例外なき関税撤廃であり、米の生産の90パーセントが失われるなど農林水産業への壊滅的打撃をはじめ、牛肉の輸入制限はもとより、商品安全基準や医療、保険、労働、金融などで米国の要求が押し付けられることになります。経済発展のために開国すべきとの主張がありますが、食料自給率は先進国中、既に最低で、農産物平均関税率はEUの20パーセントに対して我が国は12パーセントと日本の市場は既に開かれ過ぎています。TPP交渉に参加の九か国と日本のGDPの総計を見ても、その67パーセントはアメリカ、日本が24パーセントで、この2国で9割を占め、事実上の日米間の自由貿易協定であり、アメリカによるTPPを利用した更なる市場開放の

押し付けは明らかです。潤うのは輸出大企業とアメリカだけです。

先日、私は津波に奇跡的に助かったという石巻市の水産加工業の社長さんのお話をお聞きしました。全てを失ったが、ようやく再建に踏み出す決意をした。そのときにTPP参加は復興の足かせにしかないと非常に危惧されておりました。TPP参加は国民生活のあらゆる分野に被害をもたらし、これ以上の米や酪農、水産加工などでの自由化拡大はとりわけ被災地にとっては壊滅的打撃となるのでありませんか。このことを知事はどうお考えでしょうか、お答えください。

TPP参加をめぐり、この間全国で農協や漁協、医師会はじめ各分野から反対の声が上がり、反対もしくは慎重な対応をとる地方議会からの意見書が本県議会を含む41道県、1,000を超す市町村へと大きく広がっています。知事は、この事実をどう受け止められますか。本県の食と農業を守り、地域経済の振興を重視するならばTPP参加にきっぱり反対を表明すべきではありませんか、答弁を求めます。

上田知事 最後に、TPP参加に反対の表明をについてでございます。

TPP参加の是非については、個々の国内産業の競争力をどう評価し、参加による影響をどう想定するかなど、プラス、マイナスを多面的に検討する必要があります。地方議会からの意見書の提出はTPP参加による影響や対策が十分に議論され、明確になっていないことが背景にあるものと受け止めております。国においてしっかり議論し、その方向性を決めていただきたいと思います。

私自身は基本的な方向として我が国産業の空洞化を防ぎ、経済競争力を保ちながら雇用の維持拡大を図るためには、TPPへの参加を避けて通れないのではないかというふうな思いがあります。特に韓国がアメリカやEUと自由貿易協定を締結し、輸出競争力を高めている中、我が国がその後塵を拝する事態は避けなければならないと思います。韓国車がアメリカやEUを席けんするような

こともあり得る、こうした事態に対応したときに製造業の25パーセントを占める自動車産業が壊滅的な打撃を受けたときに、日本という国の存立、こうしたものになるのかどうか、こういったこともやはりしっかりと検討すべき必要があるのでは

ないかというふうに私は思います。

なお、TPPの参加と被災地の復興問題とは別の問題として捉えたほうがいいのではないかと私は考えますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。